

○受託業務管理規程

（平17規程第51号 平成18年2月14日）

改正 平19規程第53号 平成19年9月21日

平20規程第44号 平成21年3月31日

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が独立行政法人海洋研究開発機構業務方法書（平成16年4月1日）第6条の規定に基づく研究開発及び第35条の規定に基づく業務について定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- （1）受託業務 機構が受託する研究開発及びその他の業務をいう。
- （2）委託者 機構に受託業務を委託する者をいう。
- （3）受託契約 機構が受託業務の受託に関して委託者との間で締結する契約をいう。
- （4）受託料 機構が受託契約に基づき委託者から徴収する対価をいう。

（申込書の提出）

第3条 機構は、研究開発及びその他の業務を受託する際には、委託者から次の各号の内容を満足する委託申込書の提出を受けるものとする。

- （1）受託業務の目的
- （2）受託業務の内容
- （3）その他受託業務の実施に関して要望する事項

2 事業推進部担当理事は、前項の委託申込書の提出を受けたときは、速やかに第4条に定める基準により受託の適否を検討し、第5条に定める受託契約の手続きを開始するか否かを決定するものとする。

（受託の要件）

第4条 業務の受託に際しては、次の各号の要件を満足しなければならない。

- （1）当該受託業務が、独立行政法人海洋研究開発機構法（平成15年法律第95号、以下「機構法」という。）第17条各号に規定する業務のいずれかに該当すること。
- （2）機構法第4条に規定する機構の目的に沿ったものであること。
- （3）当該受託業務の委託者が、受託料を支払う能力を有していること。

（受託契約）

第5条 機構は、受託業務の実施に先立ち、委託者と受託契約を締結しなければならない。

2 前項の受託契約には、下記事項について定めなければならない。

- （1）受託業務の題目
- （2）受託業務の目的及び概要
- （3）受託業務の実施場所及び実施方法
- （4）受託業務の期間
- （5）受託料の額
- （6）受託料の受取りの方法
- （7）受託料の改定方法
- （8）受託業務を履行するのに必要な費用の取扱い
- （9）契約の変更および解約の条件
- （10）受託業務の実施の結果得られる成果及び産業財産権の帰属並びにその実施方法
- （11）その他受託業務の遂行上必要な事項

（受託料の算定）

第6条 当該受託業務の受託料は、受託等対価積算規則（平17規則第38号）により定める。

（成果及び産業財産権等）

第7条 当該受託業務を実施することにより、機構が取得した著作権、技術知識、ノウハウ、データ及びプログラム等の研究成果、並びに、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の産業財産権は、受託契約に定めるものを除き、機構に帰属するものとする。

（成果の公表）

第8条 機構は、当該受託業務を実施することにより得られた成果について、受託契約に定めるものを除き、これを公表することができるものとする。

（財産の帰属）

第9条 受託業務の実施の結果機構が取得し、又は効用を増加させた土地、建物、構築物、機械装置、工具備品等の財産の所有権は、受託契約に定めるものを除き、機構に帰属するものとする。

（特例措置）

第10編 研究業務等 第1章 研究業務（受託業務管理規程）

第10条 機構は、委託者が外国政府、日本国政府、又は地方公共団体その他の公法人である場合若しくは事業推進部担当理事が特別な事情があると認めた場合は、この規程の一部を適用しないことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 受託研究管理規程（平16規程第49号）は、廃止する。

附 則（平19規程第53号）

この規程は、平成19年9月21日から施行する。

附 則（平20規程第44号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。